

満期メーター取替業務委託仕様書

(目的)

第1条 本仕様書は、姫路市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）の間で締結する「満期メーター取替業務委託契約」についてその業務の内容及び作業手順等について定めるものである。

(業務の実施)

第2条 前条の業務は、本仕様書及び甲の指示に従って実施するものとする。

2 業務の実施上必要なものは、本仕様書に記載していない事項であっても、甲の指示に従い、乙の負担において実施するものとする。

3 前条の履行期間は、契約締結の日から令和10年9月30日までとする。

ただし、業務の開始日は令和7年10月1日とし、契約締結の日から令和7年9月30日までは業務開始の準備期間とする。当該期間中に、必要な場合は、業務の引継ぎ等を完了するものとする。なお、準備期間に要する費用は受託者の負担とする。

4 本仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙協議するものとする。

(業務手順)

第3条 乙は、甲が貸与する参考資料（「姫路市水道メーター取替集計表」他）に基づき取替作業の実施計画をたてるものとする。このとき原則として、奇数月検針地域は偶数月に、偶数月検針地域は奇数月に取替作業を実施するよう計画しなければならない。また、毎月甲が指定する日時までに、翌月分取替地域の台帳コードを報告しなければならない。

2 乙は、毎月甲が指定する場所及び日時にて翌月分のメーターを受け取るものとする。

3 乙は、取替作業時には、先方の床暖・給湯器等宅内設備を理解し、原則として、先方の了解を得るものとする。

4 乙は、バルブ・仕切弁等の開閉及び洗管等も含む作業を行うものとする。水質悪化、苦情等が発生しないよう、十分注意しなければならない。

5 乙は、メーターの取替作業について、取替作業予定を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

6 乙は、メーターボックス内の土砂等を持ち帰り、乙の責任において処分するものとする。

7 乙は、取替作業後、「量水器取替のお知らせ」に必要事項（取外しメーター指示数、取替月日、取付指示数、取替者印等）を記入のうえ先方に交付するものとする。

- 8 乙は、取替作業後、取替票に所定の事項を記入し、甲の指定する場所及び日時にて取外しメーターとともに取替票を甲に返戻し、指示数等の確認を受けなければならない。
- 9 乙は、支給を受けたメーター及び撤去したメーターを、善良な管理者の注意をもって保管するものとし、亡失又は損傷した場合は、甲が定める損害額を弁償しなければならない。
- 10 乙は、甲の指示により量水器を撤去する場合について、一次側及び二次側に（プラグや栓等の取付けを含む。）適切な保護作業を施すこと。また、作業に伴い、不具合等の発生による修理が必要となった場合は、乙の負担と手配によりこれを行うものとする。
- 11 乙は、メーターの逆付けをした場合、甲の指示により取替し、甲が定める損害額を弁償しなければならない。

（業務上の留意点）

第4条 乙は、取替票に指示されているメーターの番号及び口径と、現場のメーターのそれが異なる場合は、甲の指示を受けた後でなければ取替作業を実施してはならない。この場合、取替票に現場のメーター番号及び口径を朱記して甲へ返戻するものとする。

- 2 宅内で漏水している場合は、取替前に先方負担で修理するよう依頼し、修繕後にメーターを取り替えるものとする。
- 3 乙は、取替作業を実施する上で、給水装置において、漏水事故が発生しないよう、十分注意しなければならない。漏水事故、水質悪化、苦情が発生した場合は、乙の負担で、速やかに修繕、苦情処理をするものとする。（取替期間中1名は、姫路市内又は、姫路市近隣に在駐し土日祝日、夜間にも速やかに対応できること。）
- 4 甲より、メーター返納後指針確認指示があった場合、乙は同行をして、調査すること。
- （協議）

第5条 取替作業が困難なものについては、甲乙協議の上、対応するものとする。

（修繕義務）

第6条 乙は、取替作業に起因する故障が、施工後1年以内に発生した場合、自らの負担において修繕しなければならない。

（取替予定個数及び取替委託料）

第7条 取替予定個数は、別表のとおりである。（暫定的に令和7年3月における開栓中のメーターを対象としており、発生する事情により増減する。）今後、最終的な内容指示は甲が行う。

- 2 委託料の支払いにおけるメーター口径ごとの支払額は、別表に示す単価に取替個数を乗

じるものとする。

- 3 取替前に閉栓となったもの、または、閉栓中メーターのうち開栓等の事由で取替が必要となったものの一部については、本業務の対象外とする。

(その他)

第8条 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。

- 2 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。

- 3 この契約による業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）の規定に従い、従事者に対して個人情報の保護に必要な事項を周知し管理すること。

(別表) 満期メーター取替業務委託単価表

口径 (mm)	7年度 (個)	8年度 (個)	9年度 (個)	10年度 (個)	交換予定個数 (個)	取替単価 (円)	取替予定金額 (円)
13	8740	11,730	17,560	9,135	47,165		
20	9339	10,760	18,645	11,494	50,238		
25	225	878	424	517	2,044		
30	95	276	192	158	721		
40	94	326	187	269	876		
50	49	198	190	166	603		
75	13	72	29	31	145		
100	3	24	19	7	53		
150	0	5	4	2	11		
200	0	0	0	1	1		
合計	18,558	24,269	37,250	21,780	101,857		

※7年度（令和7年10月～令和8年3月）

8年度（令和8年4月～令和9年3月）

9年度（令和9年4月～令和10年3月）

10年度（令和10年4月～令和10年9月）